

2008年6月13日

報道関係各位

社団法人 日本たばこ協会  
全国たばこ販売協同組合連合会  
日本自動販売機工業会

## taspo カードの貸与および不正使用について

社団法人 日本たばこ協会、全国たばこ販売協同組合連合会および日本自動販売機工業会の3団体は、従来から行っている未成年者喫煙防止の更なる強化の一環として、未成年者による自動販売機からのたばこ購入防止を目的に、成人識別 IC カード taspo (タスポ) による成人識別たばこ自動販売機の導入を進め、既に38道府県で稼動を開始してきました。

報道でもありました一部で発生している「taspo カードのぶら下げ」について、これまでも当協会として発生事象への対応ならびにお問い合わせに対する説明を行ってまいりましたが、改めて考え方ならびに対応についてお知らせいたします。

### 1. 未成年者への taspo カード貸与について

未成年者が taspo カードによりたばこを購入することを知りながら、taspo カードを貸与した場合は、福岡県で未成年の息子に taspo カードを貸した母親が書類送検されたように、未成年者喫煙禁止法に抵触する恐れがあると考えられます。taspo カードの発行元である当協会においては、taspo カードの利用者が判明し次第、「taspo 会員規約」に基づき、会員資格を取り消し (taspo カードの機能停止) いたします。ただし、未成年者が会員に無断で持ち出した場合については、会員に対し、「管理を徹底する」ように要請し、再度同様の行為が発生した場合については、会員資格の取り消しを行います。

※会員資格取り消しの事前連絡を行うかどうか、取り消し期間等については、発生した状況により、その都度日本たばこ協会にて判断いたします。

### 2. たばこ自販機への taspo カードぶら下げについて

taspo カードの発行・運営主体である当協会としては、未成年者のたばこ自販機からの購入防止を行うべき販売店の行為としてあってはならないものだと考えております。自販機への taspo カードぶら下げ (近くに置いておく) が行われている状況が発見された場合、直ちに自販機からカードを取り外す様に厳重に申し入れを行います。万が一、申し入れに応じない場合には、当該 taspo カード機能を停止する措置を行います。自販機への taspo カードのぶら下げについては、taspo カードの貸与・譲渡を禁止しております taspo 会員規約における禁止行為に該当します。

※なお、当協会会員各たばこメーカー及び、たばこ組合役員、自販機メーカー担当者等が販売店を訪問した際に、自販機へのぶら下げ等が行われていないか確認を行い、その様な行為が発見された場合には、即座に取り外しの要請を行います。また、一般の方から情報を頂戴した場合には事実確認を行い、禁止行為が行われていることが確認できた場合には、早急に同様の対応をいたします。

### 3. taspo カードを使ったたばこ販売店の販売方法について

taspo カードを保有していないお客様に対して、小売店主 (従業員) が、成人と確認できない場合には年齢を確認できる証明書によりお客様が成人であることを確認した上で、小売店自らの自販機に taspo カードをかざし、自販機からたばこを出して販売する行為については、対面販売と同様の行為であり、問題のない行為である、と判断しております。taspo 会員規約における禁止行為に該当しないと考えております。

来月7月の全国稼動に向けて、今後も引き続き皆様がたのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

社団法人 日本たばこ協会 (略称: TIOJ)  
〒105-0003 東京都港区西新橋 2-16-1 全国たばこセンタービル 5F  
未成年者喫煙防止対策室 (担当: 横谷・田中・小澤)  
電話: 03-5408-1452 FAX: 03-5425-6066